

## 中田小学校施設利用規則

学校教育活動を優先し、下記規則を遵守する。

1. 使用目的以外に使用しない。
2. 使用日時については定められた曜日に限る。  
(但し変更等があった場合は速やかに関係担当者に連絡して了解を得ることができる。)
3. 使用前に必ず管理指導員に連絡する。
4. 使用を許可された設備・用具以外は使用しない。
5. 施設設備及び用具類を破損紛失したときは、団の責任として修理弁済をすること。
6. 用具類は使用后、元の場所に整頓しておくこと。
7. 施設設備等を移動したときは、必ず元の位置に戻しておくこと。
8. 使用后は必ず清掃・整地をし、原形に復すること。
9. 校内での喫煙はしないこと
10. タバコの吸い殻や紙屑等を運動場に捨てないこと。
11. 金属針のスパイクは使用しないこと。
12. 団員の自転車の乗り入れはしないこと。
13. 運動場が軟弱な場合は、監督・コーチまたは父母会の役員の指示に従う。  
(雨後・小雨等の使用・不使用については、学校側と協議し決定する。)
14. 運営日誌は必ず年月日、曜日、天気、人数、団名、利用種目、管理指導員名を記入すること。
15. 上記の規則や指示が守れない場合は、その場で使用禁止か、以後の使用を全て禁止する場合がある。

### 《付則事項》

\* 小学校周辺の道路に駐車しない。